

議案第38号

幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例

幕別町忠類へき地保育所条例（平成17年条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表備考5の表中

「

第3階層	3,500円	3,000円
第4階層	5,500円	4,500円
第5階層	6,000円	5,000円
第6階層	6,500円	5,500円
第7階層	8,000円	7,000円

」を

「

第3階層	2,000円	2,000円
第4階層	2,000円	2,000円
第5階層	2,000円	2,000円
第6階層	2,000円	2,000円
第7階層	2,000円	2,000円

」に

改める。

別表備考7中「関わらず」を「かかわらず」に改め、「、5に掲げる世帯」の次に「又は第2階層の世帯」を加え、備考7の表を次のように改める。

第1欄	第2欄
ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる保育児童（5に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する保育児童を除く。）	保育料金表に定める額×0.5
イ 最年長の特定被監護者等から順に3人目以降となる保育児童	0円

（注） 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表備考に次のように加える。

8 所得割課税額が169,000円未満の世帯であって、支給認定子どもの保護者と

生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合における最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる3歳未満の支給認定子どもの保育料は6及び7にかかわらず0円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。